家庭用品品質表示法

ハンドブック

電気機械器具

繊維製品

合成樹脂加工品

雑貨工業品

東　京　都

はじめに

私たちの身の回りには、多種多様な商品が出回っています。それぞれの商品について品質、性能、取扱い方法などを表示すれば、それによって消費者は自分の希望に合った商品を選ぶことができ、正しい使用にも役立てることができます。

家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めて、家庭用品の品質表示を適正で分かりやすくし、消費者が購入に際し、適切な情報提供を受けることによって、損失を被ることがないよう、制定されています。

この法律の対象となる家庭用品は、平成24年9月現在、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の4部門で90品目が指定されています。

このハンドブックは、消費者や事業者の皆さんに家庭用品品質表示法に基づく品質表示について理解していただくために作成しました。どうぞご活用ください。

もくじ

家庭用品品質表示法の仕組み

1　商品の指定

日常、使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものが、「品質表示の必要な家庭用品」として指定されています。業務用のみに使用することを目的とした商品は対象となりません。

2　表示の標準

対象品目として指定されたものには、成分、性能、用途、取扱い上の注意など表示すべき事項（表示事項）と、表示する上で守らなければならない事項（遵守事項）が品目ごとに定められています。

3　指示、公表

表示事項を表示しなかったり、遵守事項どおりの表示をしない事業者があった場合、行政機関は、決められた表示をするよう「指示」することができます。

この指示に従わない場合は、行政機関は、その事業者の名称と表示を行っていない事実や不適正な表示を行っている事実を一般に「公表」することができます。これは、社会的な批判によって表示を適正に行わせることを目的としたものです。

4　表示命令

指示や公表だけでは正しい表示が徹底されず、そのまま放置して消費者に著しい不利益を与える場合には、内閣総理大臣は、決められた表示を守るように罰則をもって強制する「適正表示命令」を出すことができます。さらに表示のないものの販売を禁ずる「強制表示命令」を出せることになっています。

5　表示者

表示する者は、製造業者、販売業者又はこれらから委託を受けた表示業者となっています。当該事業者は、表示内容についての責任の所在を明確にするために、「表示者名」として社名、団体名又は法人登記された正式名称を表示しなければなりません（商標やブランド名のみの記載は認められていません。）。合わせて、電気機械器具を除く3分類において、表示者は、連絡先（住所又は電話番号）を対象商品に記載し、品質に関しての問合せ先を消費者に明示しなければなりません。

6　輸入品の場合の適用

輸入される家庭用品についても日本で販売される場合は本法の適用対象となり、日本語による表示がなされなければなりません（繊維製品における組成表示において指定用語とされている「COTTON」、「SILK」などの英語を除く。）。

また、表示者については、日本国内において表示内容に責任が持てる者を表示者

とします。これは、日本国内に営業拠点のある事業者が行うこととなり、「住所又は電話番号」についても同様です。

7　監督指導

この法律の徹底を図るため、消費者庁及び経済産業省は、製造業者などに対する立入検査や試買検査などを行い、指導や処分を行っています。

東京都及び区・市は、都内にある販売店を対象として立入検査を行い、指定品目の表示の実態を確認して、販売業者への指導を行っています。また、製造業者などの不適正な表示について国への通知を行っています。

8　申出制度

表示が適正に行われていないために消費者の利益が損なわれることがあるときには、誰でも内閣総理大臣、経済産業大臣、知事、区長又は市長に対し適当な措置を講ずるよう申し出ることができます。

この申出があった場合は、その状況に応じて調査を行い、不適正表示を排除するため適切な措置を講ずることになります。

9　家庭用品品質表示法及び関係規程

適正な表示を行うために、表示事項及び遵守事項の詳細については、これら法令をよく確認してください。

法　　律	家庭用品品質表示法
施 行 令	家庭用品品質表示法施行令
施行規則	家庭用品品質表示法施行規則
規　　程	繊維製品品質表示規程
	合成樹脂加工品品質表示規程
	電気機械器具品質表示規程
	雑貨工業品品質表示規程

繊維製品の品質表示

繊維製品の品質表示については、糸、編物、生地から上衣、ズボン、ふとんなどの二次製品まで幅広く対象としています。

現在35品目が対象品目であり、表示事項は次の表に示すとおりです。

対象品目と表示事項一覧表

品目			表示事項			
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
1. 糸（※1）			○	—	—	○
2. 織物、ニット生地、レース生地（※2）			○	—	—	○
3. 衣料品等（※3）	（1）上衣		○	○	—	○
	（2）ズボン		○	○	—	○
	（3）スカート		○	○	—	○
	（4）ドレス及びホームドレス		○	○	—	○
	（5）プルオーバー、カーディガン、その他のセーター		○	○	—	○
	（6）ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ		○	○	—	○
	（7）ブラウス		○	○	—	○
	（8）エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服		○	○	—	○
	（9）オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート	特定織物（※4）のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	○（※5）	○
		その他のもの	○	○	○（※5）	○
	（10）子供用オーバーオール及びロンパース		○	○	—	○
	（11）下着	繊維の種類が1種類のもの なせん加工品	○	○	—	○
		繊維の種類が1種類のもの その他	○	—	—	○
		特定織物（※4）のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○
		その他のもの	○	○	—	○
	（12）寝衣		○	○	—	○
	（13）靴下		○	—	—	○
	（14）足袋		○	—	—	○
	（15）手袋		○	—	—	○
	（16）ハンカチ		○	—	—	○
	（17）毛布		○	○	—	○
	（18）敷布		○	○	—	○
	（19）タオル及び手ぬぐい		○	—	—	○
	（20）羽織及び着物	特定織物（※4）のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○
		その他のもの	○	○	—	○

品目		表示事項			
		繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
3. 衣料品等（※3）	（21）マフラー、スカーフ及びショール	○	—	—	○
	（22）ひざ掛け	○	○	—	○
	（23）カーテン	○	○	—	○
	（24）床敷物（パイルのあるものに限る。）	○	—	—	○
	（25）上掛け（タオル製のものに限る。）	○	○	—	○
	（26）ふとん	○	—	—	○
	（27）毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド	○	○	—	○
	（28）テーブル掛け	○	—	—	○
	（29）ネクタイ	○	—	—	○
	（30）水着	○	—	—	○
	（31）ふろしき	○	—	—	○
	（32）帯	○	—	—	○
	（33）帯締め及び羽織ひも	○	—	—	○

※1 糸の全部又は一部が綿、毛、絹、麻（亜麻及び苧麻に限る。）、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、プロミックス繊維、ナイロン繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリクラール繊維及びガラス繊維であるものに限る。

※2 上記1に該当する糸を製品の全部又は一部に使用して製造したものに限る。

※3 上記1に該当する糸や上記2に該当する織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し、又は加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く。）に限る。

※4 「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又は縦糸若しくは横糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

※5 「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

1　繊維の組成

「繊維の組成」は、繊維の名称を示す用語にそれぞれの混用率をパーセントで併記して表示します。品目ごとの組成表示が必要な繊維の定義は次のとおりです。

品目		組成表示が必要な繊維の定義
糸		糸を組成する繊維
織物	床敷物用	パイルを組成する繊維
	その他のもの	織物を組織している糸（耳糸を除く。）を組成する繊維
ニット生地		ニットを編成している糸を組成する繊維
レース生地		レースを構成している糸を組成する繊維
スカート、ドレス、ホームドレス、羽織及び着物		表生地及び裏生地（スカート以外のものについては、胴、背及びそでの裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限る。）を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
上衣、オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート及びその他のコート	詰め物なし	表生地及び裏生地（胴、背及びそでの裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限る。）を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
	詰め物あり	表生地、裏生地（胴、背及びそでの裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限る。）及び詰物（ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く。）を組成する繊維
ふとん		詰物を組成する繊維及びふとんがわの生地を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
帯締め及び羽織ひも		帯締め及び羽織ひもを組成する繊維
その他の衣料品等		生地（表生地以外に生地を使用しているものについては表生地、足袋については表地、表底地及び甲裏地）を組織・編成・構成している糸（床敷物については、パイル）を組成する繊維

（1）繊維の名称（指定用語）

繊維の名称は、次の表の指定用語を使って表示することになっています。

繊維の名称（指定用語の一覧）

繊維の名称		指定用語
綿		綿
		コットン
		COTTON
毛	羊毛	毛
		羊毛
		ウール
		WOOL
	アンゴラ	毛
		アンゴラ
	カシミヤ	毛
		カシミヤ
	モヘヤ	毛
		モヘヤ
	らくだ	毛
		らくだ
		キャメル
	アルパカ	毛
		アルパカ
	その他のもの	毛
絹		絹
		シルク
		SILK
麻（亜麻及び苧麻に限る）		麻
ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン
		RAYON
		ポリノジック
	その他のもの	レーヨン
		RAYON
銅アンモニア繊維		キュプラ
アセテート繊維	水酸基の92％以上が酢酸化されているもの	アセテート
		ACETATE
		トリアセテート
	その他のもの	アセテート
		ACETATE

繊維の名称		指定用語
プロミックス繊維		プロミックス
ナイロン繊維		ナイロン
		NYLON
アラミド繊維		アラミド
ビニロン繊維		ビニロン
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
		POLYESTER
ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル
	その他のもの	アクリル系
ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
ポリクラール繊維		ポリクラール
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
ガラス繊維		ガラス
炭素繊維		炭素繊維
金属繊維		金属繊維
羽毛	ダウン	ダウン
	その他の羽毛	フェザー
		その他の羽毛
前各項に掲げる繊維以外の繊維		「指定外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（但し括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は1種類に限る。）

(2) 混用率の表示

ア　全体表示

製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合をパーセントで表示します。

(表示例)

毛	100%
表示者名	○○○○
連絡先	0000-0000

羊毛	50%
カシミヤ	50%
表示者名	○○○○
連絡先	0000-0000

WOOL	50%
カシミヤ	50%
表示者名	○○○○
連絡先	東京都○○区○○1-2-3

イ　分離表示

組成の異なる2種類以上の糸又は生地を使用している製品は、異なる糸又は生地を使用している部分に分け、分けた部分ごとにそれぞれ100として混用率を表示することができます。分け方は、どのようにして分けても良いのですが、分けた部分を分かりやすく書く必要があります。

(表示例)

縦糸	絹	100%
横糸	レーヨン	60%
	ナイロン	40%
表示者名		○○○○
連絡先		0000-0000

地糸	ポリエステル	100%
柄糸	レーヨン	100%
表示者名		○○○○
連絡先		0000-0000

スカート部分	
アセテート	100%
その他部分	
WOOL	100%
表示者名	○○○○
連絡先	東京都○○区○○1-2-3

一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は次のとおりです。

身頃	綿	100%
袖	牛革	
表示者名		○○○○
連絡先		0000-0000

(参考) 革又は合成皮革の材料の種類を示す用語一覧表

材料の種類		材料の種類を示す用語
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革(※)	基材に特殊不織布以外のものを用いたもの	合成皮革
	基材に特殊不織布を用いたもの	人工皮革

※「合成皮革製品」として取り扱うものは、基材に樹脂を含浸又はコーティングし、表面に型押し等の加工をして見た目や触感を天然皮革風にした素材を用いたものです。

ウ　混用率の許容範囲

許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しようとする混用率と、製品を分析して求めた正確な混用率との間の誤差が、どの程度まで許されるかということです。現在、認められている許容範囲は右のとおりです。

※「毛又は羽毛の間」とは、毛（羊毛、アンゴラ、カシミヤ、モヘヤ、らくだ及びアルパカ）又は羽毛（ダウン、フェザー及びその他の羽毛）である繊維同士の混用品。

表　示	許容範囲	特　例
100%表示の場合	毛　　－3% 毛以外 －1%	紡毛製品　－5% （屑糸等を使用した紡毛製品である旨を付記）
○○%以上の場合 ○○%未満の場合	－0% ＋0%	
数値が5の整数倍の場合 （100%を除く。）	±5%	
上記以外の場合	±4%	毛又は羽毛の間 （※）　　±5%

（3）特殊な表示

ア　「以上」「未満」表示

組成繊維中、いずれか1種類の繊維の混用率が80%を超える場合、80%を超える繊維の混用率を示す数値に「以上」と付記し、その他の繊維の混用率を合計した数値に「未満」と付記して表示することができます。

（アの表示例）

WOOL　85%以上
綿
ナイロン　｝15%未満
ポリウレタン
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

イ　少量混入繊維の一括表示

組成繊維中混用率が10%未満の繊維が2種類以上含まれている場合、10%未満の繊維については、当該繊維の名称を一括して記載し、それらの混用率を合計した数値を併記することができます。

（イの表示例）

キュプラ　65%
絹
レーヨン　｝35%
ナイロン
指定外繊維（テンセル）
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

ウ　列記表示

混用率が5%以上の繊維が4種類以上使ってある繊維製品や、靴下、手袋等の特に指定されているもの（9ページ参照）は、以下の方法が認められています。

①組成繊維の全てについて混用率の多い順に繊維の名称を列記して表示する方法

②組成繊維のうち混用率の多い順に最小限2つの繊維の名称を列記し、残りのものは「その他の繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

（ウの①の表示例）

キュプラ
綿
ナイロン
ポリウレタン
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

（ウの②の表示例）

羊毛
カシミヤ
その他

表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

列記表示が可能な繊維製品

1	靴下
2	ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント及びショーツ、キャミソールその他の装飾下着
3	手袋
4	レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（手工レース製品を含む。）のレース生地を使用した部分
5	ふとんがわの表地と裏地の組成繊維が異なるときのふとんがわ表地
6	水着
7	帯締め及び羽織ひも
8	和紡式の糸又は屑糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地（以下「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
9	屑糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
10	ネップヤーン、スラブヤーン等の変り糸及びこれを使用して製造した生地（以下「変り糸生地」という。）並びに表生地に変り糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
11	起毛された織物及びニット生地（以下「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
12	植毛された織物及びニット生地（以下「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等
13	組成繊維の一部が麻である糸（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
14	オパール加工を施した生地（以下「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
15	コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
16	組織により紋様を表わした織物又はニット生地（地組織を有するものに限り、以下「紋様生地」という。）及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
17	和紡糸等生地、変り糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分
18	帯の刺しゅうの部分
19	組成繊維中における繊維の種類が4以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が5パーセント以上である繊維製品

エ　裏生地の組成表示

裏生地の組成表示をするときは、以下の方法が認められています。

①混用率の大きいものから繊維名を順次列記する方法
②繊維の種類が3種類以上の場合は混用率の最も大きい繊維の名称だけを書き、その他のものは「その他繊維」、又は「その他」として一括して記載する方法

スカートは、使用されている全ての裏生地について、繊維の組成を表示します。スカート以外の製品は、胴、背及びそでの裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限ります。

2　はっ水性

「はっ水」（水をはじく性質）の表示は、レインコートなどの繊維製品に表示することができます。

表生地については日本工業規格L 1092（繊維製品の防水性試験方法）に規定する試験を行ったとき、規定する水準以上のはっ水度を有するときに「はっ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」の文字を用いて表示することができます。

洗濯により「はっ水（撥水）」効果が失われる製品については、その旨を付記する場合に限り「はっ水（撥水）」の表示ができます。
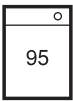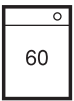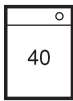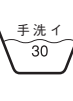
3　家庭洗濯等取扱い方法

家庭洗濯等取扱い方法の表示は、**日本工業規格L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）**で規定する記号（取扱い絵表示）で表示します。

記号の組合せの順序は、「洗い方（水洗い）」「塩素漂白の可否」「アイロンの掛け方」「ドライクリーニング」「絞り方」「干し方」の順に左から右に並べて組合せ表示します。

取扱い絵表示の記号とそれらの持つ意味は、次のとおりです。

（1）絵表示の意味（取扱い絵表示）

ア　洗い方（水洗い）

絵表示	意味	絵表示	意味	絵表示	意味
95	液温は95℃を限度として洗濯ができる。	60	液温は60℃を限度として洗濯機で洗える。	40	液温は40℃を限度として洗濯機で洗える。
弱 40	液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい。	弱 30	液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい。	手洗イ 30	液温は、30℃を限度とし、弱い手洗いがよい（洗濯機は使用できない。）。
	水洗いはできない。				

右の図のとおり、洗い方において洗剤の液性を指定する場合は、「中性」等の文字を液温の下に付記します。「ネット使用」等の取扱い上の文章は絵表示の外の適当な場所に付記します。

イ　塩素漂白の可否

絵表示	意味	絵表示	意味
	塩素系漂白剤で漂白できる。		塩素系漂白剤で漂白できない。

ウ　アイロンの掛け方

絵表示	意味
高	アイロンは210℃を限度として高い温度（180～210℃まで）で掛けるのがよい。
中	アイロンは160℃を限度として中程度の温度（140～160℃まで）で掛けるのがよい。
低	アイロンは120℃を限度として低い温度（80～120℃まで）で掛けるのがよい。
	アイロン掛けはできない。

左の図のように、アイロン掛けの際にあて布をする製品は、記号の下に波線を付記します。

エ　ドライクリーニング

記号	意味
ドライ	パークロルエチレン又は石油系溶剤でのドライクリーニングができる。
ドライ セキユ系	石油系溶剤でのドライクリーニングができる。
ドライ（×）	ドライクリーニングはできない。

オ　絞り方（任意表示）

記号	意味
ヨワク	手絞りは弱く、遠心脱水の場合は、短時間がよい。
（×）	絞ってはいけない。

カ　干し方（任意表示）

記号	意味	記号	意味
	つり干しがよい。		日陰でつり干しがよい。
平	平干しがよい。	平	日陰で平干しがよい。

(2) 取扱い絵表示についての特例

次のような場合は取扱い絵表示の一部の表示を省略することができます。

ア　通常塩素漂白を行わない色物の塩素漂白の可否の絵表示
イ　通常アイロン掛けをしない衣料品のアイロン掛け禁止以外の絵表示
ウ　水洗いができることを示す洗い方の表示をした衣料品のドライクリーニング禁止以外の絵表示

また、絞り方及び干し方の絵表示は任意表示なので表示しなくても構いません。したがって、以下のような製品には、表示例のような最小限の表示をすることができます。

(染色綿製ズボン)　(顔料なせん綿製ズボン)
(染色アクリル製セーター)　(染色ベルベット製)

4　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。

5　表示方法

繊維製品に対する品質表示は、下げ札でも取付けラベル(取扱い絵表示は本体への直接記載か縫い付けラベルに限ります。)でも良く、特にその形態を定めていませんが、見やすい箇所に分かりやすく表示することになっています。したがって、店頭に陳列されたときに、ラベルの位置が分かりやすく、ラベルそのものも見やすいことが必要です。

取扱い絵表示等を記載する縫い付けラベルの材質は、表示する取扱い方法に十分耐えうるものでなければならず、製品の使用可能な期間、表示内容が容易に判読できなければなりません。

合成樹脂加工品の品質表示

合成樹脂加工品は、現在8品目について、それぞれ次の表に示すとおり、表示事項が定められています。

対象品目と表示事項一覧表

品目		表示事項							
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱い上の注意	表示者名及び連絡先
1. 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器	○	—	—	—	—	—	○	○
	たらい	○	—	—	○	—	—	○	○
	バケツ	○	—	○	○	—	—	○	○
	浴槽ふた	○	○	—	—	○	—	○	○
	浴槽用の器具	○	—	—	—	—	—	○	○
2. かご		○	—	—	—	—	—	○	○
3. 盆		○	○	—	—	—	—	○	○
4. 水筒 （ウレタンフォーム等の断熱材で被包したもの（保温水筒と呼ばれているもの）を除く。）		○	○	—	○	—	—	○	○
5. 食事用、食卓用又は台所用の器具	台所用容器等 （ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等）の容量表示を必要とするもの	○	○	○	○	—	—	○	○
	皿等 （皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等）の容量表示を必要としないもの	○	○	—	—	—	—	○	○
	まな板	○	○	—	—	○	—	○	○
	製氷用器具	○	—	○	—	—	—	○	○
	その他のもの	○	○	—	—	—	—	—	○
6. ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋		○	—	○	—	○	○	○	○
7. 湯たんぽ		○	○	—	△	—	—	○	○
8. 可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く。）		○	○	—	—	—	—	○	○

△：お湯を入れるものに限る。

1　原料樹脂

原料として使用する合成樹脂（原料樹脂）の種類の表示の際には、その合成樹脂加工品に使用されている全ての合成樹脂について表示する必要があります。

「原料樹脂」の種類は、次の指定用語を使用することになっています。

合成樹脂加工品の原料樹脂の指定用語

1	ポリエチレン	14	ポリアセタール
2	ポリプロピレン	15	ポリアミド
3	塩化ビニル樹脂	16	ナイロン
4	フェノール樹脂	17	ポリウレタン
5	ユリア樹脂	18	飽和ポリエステル樹脂
6	メラミン樹脂	19	ポリ塩化ビニリデン
7	不飽和ポリエステル樹脂	20	ポリブタジエン
8	ポリスチレン	21	EVA樹脂
9	スチロール樹脂	22	ポリメチルペンテン
10	AS樹脂	23	メタクリルスチレン
11	ABS樹脂	24	その他原材料樹脂の種類の通称を示す用語
12	メタクリル樹脂		
13	ポリカーボネート		

2種類以上の原料を混合している場合は、その混入割合の大きいものから順に列記します。

2箇所以上に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、使用部分を分かりやすく示して、その使用部分ごとに当該原料樹脂名を指定用語で表示します。

2　耐熱温度

通常の使用状態においてどの程度の高温に耐えるかの目安を示すものです。その温度まで軟化、変形しないことを示しています。定められた試験方法（日本工業規格S2029）により試験を行い、耐熱温度を表示してください。

本体、ふた等2箇所以上に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分を示す用語に、各部分の耐熱温度を併記してください。

3　耐冷温度

通常の使用状態において、どの程度の低温まで耐えるかという目安を示すものです。合成樹脂加工品品質表示規程で定められた試験方法により試験を行い、耐冷温度を表示してください。

表示対象となる合成樹脂加工品には、野外で使用が想定されるバケツ、冷凍庫で使用が想定される製氷器具、ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレン製の袋、台所用容器等があります。

4　容量

容量が1リットル以上の場合はリットル単位で、1リットル未満の場合はミリリットル単位により表示します。

5　寸法

浴槽のふたについては、幅及び長さをミリメートル単位で、ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、外形寸法の縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さをミリメートル単位で、まな板については、縦、横及び厚みをミリメートル単位で表示します。

6　枚数

ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、個装の枚数を表示します。

7　取扱い上の注意

以下のとおり、品目ごとに定められた事項を記載してください。

「取扱い上の注意」として記載すべき事項	品目							
	洗面器、たらい、バケツ等浴室用の器具	かご	盆	水筒	食事用、食卓又は台所用の器具	ポリエチレン製又はポリプロピレンフィルム製の袋	湯たんぽ	可搬型便器及び便器用の器具
①火のそばに置かない旨	○	○	○	○	○	○	○	○
②熱いなべ等をのせない旨（まな板に限る。）	―	―	―	―	○	―	―	―
③レモン等柑きつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨（スチロール樹脂製のものに限る。）	○	○	○	○	○	―	―	○
④湯を満杯にして使用する旨（軟質樹脂製の場合は、湯は約3分の2程度に留め、空気を抜いて使用する旨等を適切に表示する。）	―	―	―	―	―	―	○	―
⑤長時間に身体に密着して使用しない旨	―	―	―	―	―	―	○	―
⑥手をついたり、乗ったりしない旨（浴槽ふたに限る。）	○	―	―	―	―	―	―	―
⑦冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設定されていないものに限る。）	―	―	―	○	○	―	―	―
⑧冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）	―	―	―	○	○	―	―	―
⑨電子レンジ用として使用できないものは電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものはその使用形態や内容物に応じて注意すべき事項（「台所用容器等」「皿等」に限る。）	―	―	―	―	○	―	―	―

8　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。

9　表示の場所及び表示方法

表示は、合成樹脂加工品ごとに、**消費者の見やすい場所に分かりやすく記載します。**特に、「取扱い上の注意」については、本体から容易に離れない方法（本体刻印、本体印刷、ラベルの貼り付けなど）によって表示することになっています。

ただし、表示できる平面が50平方センチメートル未満であって、全ての表示事項を表示できない場合に限り、本体への表示では、「容量」及び「取扱い上の注意」を省略できることになっています。

合成樹脂加工品の品質表示例

■洗面器・浴室用器具（浴槽ふたを除く。）の表示例

原料樹脂　　ポリプロピレン
取扱い上の注意　・火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■バケツの表示例

原料樹脂　　ポリエチレン
耐冷温度　　－30度
容　　量　　10ℓ
取扱い上の注意　・火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　TEL 03-0000-0000

■浴槽ふたの表示例

原料樹脂　　ポリエチレン
耐熱温度　　90度
寸　　法　　幅700mm×長さ900mm
取扱い上の注意　・火のそばに置かないでください。
・手をついたり、乗ったりしないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■かごの表示例

原料樹脂	ポリプロピレン
取扱い上の注意	• 火のそばに置かないでください。
	○×△株式会社　TEL 03-0000-0000

■盆の表示例

原料樹脂	メラミン樹脂（積層加工）
耐熱温度	120度
取扱い上の注意	• 火のそばに置かないでください。
	○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■台所用容器等の表示例

原料樹脂	ふた　ポリプロピレン 本体　ポリエチレン
耐熱温度	140度
耐冷温度	−30度
容　　量	570 ㎖
取扱い上の注意	• 火のそばに置かないでください。 • 電子レンジで使用できます。 • 電子レンジで使用する際には樹脂が溶けるおそれがあるので、油ものやカレー、シチュー、カラメル等は入れないでください。 • 電子レンジで使用できるのは温めだけです。調理はできません。
	○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■皿の表示例

原料樹脂	メラミン樹脂（積層加工）
耐熱温度	120度
取扱い上の注意	• 火のそばに置かないでください。 • 電子レンジでは使用できません。
	○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■まな板の表示例

原料樹脂	ポリエチレン
耐熱温度	90度
寸　　法	縦400mm　横300mm　厚さ25mm
取扱い上の注意	•火のそばに置かないでください。 •熱いなべ等をのせないでください。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■ポリエチレンフィルム製又は ポリプロピレンフィルム製の袋の表示例

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	−30度
寸　　法	外形　250mm×300mm 厚さ　0.03mm
枚　　数	20枚
取扱い上の注意	•火のそばに置かないでください。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■湯たんぽの表示例

原料樹脂	本　　体　ポリエチレン キャップ　ポリプロピレン
耐熱温度	本　　体　110度 キャップ　120度
容　　量	3.4リットル
取扱い上の注意	•火のそばに置かないでください。 •湯は約3分の2程度にとどめ、空気を抜いて使用してください。 •長時間にわたり、身体に密着して使用しないでください。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

電気機械器具の品質表示

電気機械器具は、機械能力を中心に、それぞれの商品の品質の違いが分かるように、現在17品目について表示事項を定めています。

また、電気機械器具については、家庭用品品質表示法のほか、安全確保の見地から、電気用品安全法等によって決められた表示をすることが義務づけられています。

対象品目と表示事項一覧表

品　　目	表　示　事　項
1. 電気洗濯機	①標準使用水量、②外形寸法、③使用上の注意、④表示者名
2. ジャー炊飯器 （お粥調理専用の電気おかゆなべ、炊飯機能だけの電気炊飯器、保温機能だけの電子ジャー、機械式保温機能付き炊飯器を除く。）	①最大炊飯容量、②区分名、③蒸発水量、④年間消費電力量、⑤1回当たりの炊飯時消費電力量、⑥1時間当たりの保温時消費電力量、⑦1時間当たりのタイマー予約時消費電力量、⑧1時間当たりの待機時消費電力量、⑨使用上の注意、⑩表示者名
3. 電気毛布	①種類、②繊維の組成、③使用上の注意、④表示者名
4. 電気掃除機 （業務用、特殊用途のもの、電源に電池（充電池を含む）を使用するもの、セントラルクリーナー、ブラシを回転させて床を磨くもの、モーター部分が据置・設置形のものを除く。）	①吸引仕事率、②質量（使用中本体が移動可能なものに限る。）、③使用上の注意、④表示者名
5. 電気冷蔵庫 （熱電素子を使用しないものに限る。）	①定格内容積（冷凍室定格内容積、冷蔵室定格内容積及び全定格内容積）、②消費電力量、③外形寸法、④使用上の注意、⑤表示者名
6. 換気扇 （取付口の小さいところやダクト、フードパイプ等を使用するところに取り付けるもの、圧力のある風を出せるシロッコ型、ターボ型等の特殊な構造のものを除く。）	①羽根の大きさ、②風量、③使用上の注意、④表示者名
7. エアコンディショナー （電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。）	①冷房能力又は暖房能力、②区分名、③冷房消費電力又は暖房消費電力、④通年エネルギー消費効率、⑤使用上の注意、⑥表示者名
8. テレビジョン受信機 （産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、ワイヤレス方式のもの等を除く。）	①年間消費電力量、②区分名、③受信機型サイズ、④使用上の注意、⑤表示者名
9. 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	①種類、②定格容量（電気ジューサーは表示を省略）、③使用上の注意、④表示者名
10. 電気パネルヒーター	①放熱の方式、②温度調節の方式（「固定式」又は「可変式」と記載）、③暖房能力、④熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。）、⑤使用上の注意、⑥表示者名
11. 電気ポット	①定格容量、②使用上の注意、③表示者名
12. 電気ロースター	①種類（「開閉式」又は「引出式」と記載）、②焼き網の寸法、③使用上の注意、④表示者名
13. 電気かみそり	①電源方式、②充電時間（充電式のものに限る。）、③乾電池の種類及び数（乾電池を使用するものに限る。）、④使用上の注意、⑤表示者名

品　　目	表　示　事　項
14. 電子レンジ	①外形寸法、②加熱室の有効寸法、③区分名、④電子レンジ機能の年間消費電力量、⑤オーブン機能の年間消費電力量（オーブン機能を有するものに限る。）、⑥年間待機時消費電力量、⑦年間消費電力量、⑧使用上の注意、⑨表示者名
15. 卓上スタンド用けい光灯器具（テーブル、柱等に取り付ける構造のものを除く。）	①用途及び照度、②蛍光ランプの形式、③全光束、④消費電力、⑤エネルギー消費効率、⑥使用上の注意、⑦表示者名
16. 電気ホットプレート　（用途が限定されているもの（たこ焼き専用プレート等）、電磁調理（IH）タイプを除く。）	①プレート（「固定式」、「ヒータ分離式」又は「ヒーター体式」と記載）、②使用上の注意、③表示者名
17. 電気コーヒー沸器	①種類、②保温装置の有無、③最大使用水量、④使用上の注意、⑤表示者名

1　単位、許容誤差

品目ごとに定められていますので、電気機械器具品質表示規程をよく確認してください。

2　使用上の注意

使用方法や点検、手入れ、設置に関する注意事項について、製品の品質に応じて適切に表示します。

3　表示者名

表示者の「氏名又は名称」を表示します。

4　表示方法

「使用上の注意」以外は本体、下げ札、箱への印刷、ラベルの貼付など製品ごとに**消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載して表示します**。

「使用上の注意」は、本体か取扱説明書のどちらかに記載します。

電気機械器具の品質表示例

■ジャー炊飯器の表示例

最大炊飯容量	1.0リットル
区分名	B
蒸発水量	80.0 g
年間消費電力量	76.5kWh／年
1回当たりの炊飯時消費電力量	150Wh
1時間当たりの保温時消費電力量	16Wh
1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	0.70Wh
1時間当たりの待機時消費電力量	0.65Wh

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

■電気毛布の表示例

種　　類	敷毛布	
繊維の組成	毛50%	レーヨン50%

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

■電気掃除機の表示例

吸込仕事率	160W
質　　量	6.0kg

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

■電気冷蔵庫の表示例

定格内容積	全定格内容積	210リットル
	冷凍室定格内容積	40リットル
	冷蔵室定格内容積	170リットル
消費電力量	50Hz	350kWh/年
外 形 寸 法	幅	1000mm
	奥　行	800mm
	高　さ	2100mm

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

○○電気株式会社

■エアコンディショナーの表示例

冷房能力	2.2kW
暖房能力	2.2kW
区分名	A
冷房消費電力	440W
暖房消費電力	450W
通年エネルギー消費効率	5.9

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

○○電気株式会社

■テレビジョン受信機の表示例

年間消費電力量	200kWh／年
区分名	DH2
受信機型サイズ	42V型

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

株式会社○○

■電子レンジの表示例

外形寸法	幅500mm×奥行き450mm×高さ410mm
加熱室の有効寸法	幅400mm×奥行き320mm×高さ240mm
区分名	F
電子レンジ機能の年間消費電力量	57.0kWh／年
オーブン機能の年間消費電力量	10.0kWh／年
年間待機時消費電力量	0.0kWh／年
年間消費電力量	67.0kWh／年

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

株式会社○○

雑貨工業品の品質表示

雑貨工業品は、現在30品目について、それぞれ次の表に示すとおり、表示事項が定められています。

対象品目とその表示事項一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">品　　目</th><th>表　示　事　項</th></tr>
<tr><td colspan="2">1. 魔法瓶</td><td>①品名、②実容量、③保温効力、④材料の種類、⑤使用上の注意、⑥表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. かばん（牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。ハンドバッグ、財布等を除く。）</td><td>①皮革の種類、②手入れ方法及び保存方法、③表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">3. 洋傘</td><td>①傘の生地の組成、②親骨の長さ、③取扱い上の注意（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）、④表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4. 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤</td><td>（1）合成洗剤（研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。）</td><td>①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、⑧表示者名及び連絡先
◆特別注意事項（30ページの規定に該当する場合）</td></tr>
<tr><td>（2）洗濯用又は台所用の石けん</td><td>①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、⑧表示者名及び連絡先（固形石けんについては、③～⑦の表示を省略することができる。）</td></tr>
<tr><td>（3）住宅用又は家具用の洗浄剤（研磨剤を含むものを除く。）</td><td>①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、⑧表示者名及び連絡先
◆特別注意事項（30ページの規定に該当する場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5. 住宅用又は家具用のワックス</td><td>①品名、②成分、③種類、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、⑧表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6. ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス</td><td>（1）ウレタンフォームマットレス（最大の厚さが50ミリメートル以上のものに限る。）</td><td>①材料、②構造、③寸法、④硬さ、⑤復元率、⑥外装生地の組成、⑦使用上の注意、⑧表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td>（2）スプリングマットレス</td><td>①構造、②寸法、③コイルスプリングの形状、④コイルスプリングの数、⑤コイルスプリングの材料の種類、⑥詰物の材料（詰物をくるむために用いる薄い布等を除く。）、⑦外装生地の組成、⑧使用上の注意、⑨表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">7. 靴</td><td>①甲皮として使用する材料、②底材として使用する材料、③底の耐油性、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">8. 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋（特定スポーツ仕様の手袋(ゴルフ用、野球用、ドライブ用等)は除く。）</td><td>①材料の種類、②寸法、③使用上の注意、④表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">9. 机及びテーブル</td><td>①外形寸法、②甲板の表面材、③表面加工、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">10. いす、腰掛け及び座いす</td><td>①寸法、②構造部材、③表面加工、④張り材、⑤クッション材、⑥取扱い上の注意、⑦表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">11. たんす</td><td>①寸法、②表面材、③表面加工、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">12. 合成ゴム製のまな板</td><td>①使用材料、②耐熱温度、③耐冷温度、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">13. 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料</td><td>①材料の種類、②取扱い上の注意、③表示者名及び連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">14. 塗料</td><td>①品名、②色名、③成分、④用途、⑤正味量、⑥塗り面積、⑦使用方法、⑧用具の手入れ方法、⑨取扱い上の注意、⑩表示者名及び連絡先</td></tr>
</table>

品　　目	表　示　事　項
15. ティッシュペーパー及びトイレットペーパー（タオルペーパー、クッキングペーパー等を除く。）	①寸法、②枚数、③表示者名及び連絡先
16. 漆器類（木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。）	①品名、②表面塗装の種類、③素地の種類、④使用上の注意、⑤表示者名及び連絡先
17. 接着剤（動植物系のもの、アスファルト系のものを除く。）	①種類、②成分、③毒性（毒物及び劇物指定令第2条（劇物）に指定されている劇物を使用している場合に限る。）、④用途、⑤正味量、⑥取扱い上の注意、⑦表示者名及び連絡先
18. 強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具（花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等を除く。）	①品名、②強化の種類、③取扱い上の注意、④表示者名及び連絡先
19. ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具（花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等を除く。）	①品名、②使用区分、③耐熱温度差、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先
20. ショッピングカート（ふた、荷台等に座るような構造のもの、歩行補助車、キャスターバッグ（トランクと車輪が直結するもの）を除く。）	①袋又はかごの寸法、②質量、③取扱い上の注意、④表示者名及び連絡先
21. サングラス（視力補正用のものを除く。）	①品名、②レンズの材質、③わくの材質、④可視光線透過率、⑤紫外線透過率、⑥使用上の注意、⑦表示者名及び連絡先
22. 歯ブラシ（電動式のもの及び使い捨て等の一時的に使用するものを除く。）	①柄の材質、②毛の材質、③毛の硬さ、④耐熱温度、⑤表示者名及び連絡先
23. 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	①寸法、②取扱い上の注意、③表示者名及び連絡先
24. ほ乳用具（母乳をしぼりとるために用いられるさく乳器を除く。）	①品名、②材料の種類、③乳首の吸い穴の形状、④瓶の容量、⑤取扱い上の注意、⑥表示者名及び連絡先
25. なべ（容量が10リットルを超えるもの、電気、ガス又は石油等によるび加熱装置を有するものを除く。）	①表面加工、②材料の種類、③寸法、④満水容量、⑤取扱い上の注意、⑥表示者名及び連絡先
26. 湯沸かし（容量が10リットルを超えるもの、急須、水差し等を除く。）	①表面加工、②材料の種類、③満水容量、④取扱い上の注意、⑤表示者名及び連絡先
27. 障子紙	①製法、②材料、③寸法、④枚数（平判式のものに限る。）、⑤表示者名及び連絡先
28. 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	①品名、②成分、③液性、④正味量、⑤使用方法、⑥使用上の注意、⑦表示者名及び連絡先 ◆特別注意事項（30ページの規定に該当する場合）
29. 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤　（1）クレンザー（台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。）	①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用上の注意、⑦表示者名及び連絡先 ◆特別注意事項（30ページの規定に該当する場合）
29. 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤　（2）その他の磨き剤（台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。）	①品名、②成分、③用途、④正味量、⑤使用上の注意、⑥表示者名及び連絡先
30. 浄水器（飲用として水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。カートリッジ等についても単体で販売される場合は対象。業務用、非常時用、アウトドア用、浴槽用、シャワー用や河川水や井戸水を原水としているものを除く。）	①材料の種類、②ろ材の種類、③ろ過流量、④使用可能な最小動水圧（供給された水を貯留して使用するものを除く。）、⑤浄水能力、⑥回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）⑦ろ材の取換時期の目安、⑧使用上の注意、⑨表示者名及び連絡先

1　使用上の注意又は取扱い上の注意

品目ごとに表示事項が定められているので、製品の品質に応じて適切に表示します。

2　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。かばんと革100%の縫製品である革製衣料及び革製手袋においては、経済産業大臣の定めるところにより、その承認を受けた番号を表示することでこれらに代えることができます。

3　表示方法

最小単位ごとに、**消費者が見やすい場所に分かりやすく表示します**。特に、「使用上の注意」又は「取扱い上の注意」は、本体から容易に離れない方法で表示してください。

雑貨工業品の品質表示例

1　魔法瓶の表示例

品　　名	ガラス製卓上用魔法瓶	
実 容 量	2.2ℓ	
保温効力	60度以上（24時間）	
	80度以上（10時間）	
材料の種類	中瓶のガラス	ほうけい酸ガラス
	胴部	鋼（印刷鋼板）
	ふた	ポリプロピレン
	コップ	ポリプロピレン
	口金	鋼（クロムめっき）
	中栓	ポリプロピレン
	揚水パイプ	鋼（クロムめっき）

使用上の注意

- 中栓及びふたは確実に閉めて使用してください。
- 熱いものを入れて使用する場合には、横転させて中身が流れないように注意してください。
- 子供のいたずらに注意してください。
- 丸洗いをしないでください。
- ドライアイス又は炭酸飲料は入れないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

2　かばんの表示例

皮革の種類　　　　　　　　　　　牛　　革

手入れ方法及び保存方法

- 素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをしてください。
- 濡れたときは、陰干しで乾かしてください。
- 保存するときは、湿度の高い場所を避けてください。

㈱○○○かばん店　東京都新宿区西新宿2-8-1

3　洋傘の表示例

■洋傘（ビーチパラソル又はガーデンパラソル以外）

傘生地の組成　　　　　　　　　　ポリエステル　100％
親骨の長さ　　　　　　　　　　　58 cm

㈱○○○かさ店　東京都新宿区西新宿2-8-1

■ビーチパラソル又はガーデンパラソル

傘生地の組成　　　　　　　　　　ポリエステル　100％
親骨の長さ　　　　　　　　　　　105 cm

取扱い上の注意

- 特に風向きに注意し、強風のときは使用しないでください。また、パラソルから離れるときは、傘を閉じてください。
- 中棒の埋めるべき深さの指示標識いっぱいに地中に埋めてください。

㈱○○○かさ店　東京都新宿区西新宿2-8-1

「傘生地の組成」は、繊維製の場合、繊維製品品質表示規程に準じ、繊維の名称を示す用語に混用率を併記し、ビニールフィルム製の場合は、合成樹脂加工品品質表示規程に準じて適正に材質を表示します。

4　合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤の表示例

■洗濯用合成洗剤

品　　名　　洗濯用合成洗剤
成　　分　　界面活性剤（37%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキル硫酸エステルナトリウム、純石けん分（脂肪酸ナトリウム））
水軟化剤（アルミノけい酸塩）
アルカリ剤（炭酸塩、けい酸塩）
蛍光増白剤、酵素
液　　性　　弱アルカリ性
用　　途　　綿・麻・レーヨン・合成繊維用
正 味 量　　2.2kg

洗濯機の大きさ（kg）（表示の洗濯容量）		水量の目安（高水位）	使用量の目安（添付のスプーンを使用した場合）
洗 濯 機（全自動・二層式）	5.5～4.5	55ℓ	37g（山盛り）
	4.2～3.6	45ℓ	30g（水45ℓの線）
	3.3～2.8	40ℓ	27g（水40ℓの線）
	2.5～2.0	30ℓ	20g（すりきり1杯）
手洗い		4ℓ	3g（料理用小さじ1杯）

使用上の注意

- 子供のいたずらに注意し、手が届く所に置かないでください。
- 用途以外に使用しないでください。
- 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合は、応急措置を行い、医師に相談してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、**「特別注意事項」（30ページ参照）**の表示が義務付けられています。

■住宅用又は家具用の洗浄剤

【表面】

特別注意事項

【裏面】

（品　名）　トイレ用洗浄剤
（用　途）　便器、タイル、トイレのタンク
（液　性）　アルカリ性
（成　分）　界面活性剤（…………）
分散剤（………）
水酸化ナトリウム（1%）
次亜塩素酸塩
（正味量）　300㎖
（使用量の目安）　• 便器：1回5㎖（2押し）
• タイル等：1㎡当たり10㎖
（使用上の注意）
• 子供の手の届く所に置かないでください。
• 用途以外に使わないでください。
• 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談してください。
• ゴム製等の手袋を使用してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（酸性タイプ又は塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には、**「特別注意事項」（30ページ参照）**の表示が義務付けられています。

特別注意事項の表示

ア　酸性タイプ

定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、次に掲げる表示（①～③）が義務付けられています。**容器ごとに、商品名の記載のある面と同一面の目立つ箇所に表示します。**

① まぜるな危険

枠を設け、白地にし、「まぜるな」の文字は**黄色に黒の縁どりで28ポイント以上**、「危険」の文字は**赤色で42ポイント以上**にします。

② 酸性タイプ

枠を設け、「酸性タイプ」の文字は**赤系色**で表示し、「使用上の注意」の文字の大きさより**8ポイント以上大きく**します。

③ 塩素系の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨

枠を設け、**「塩素系」「危険」の文字は赤系色で、**文字の大きさは「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより**4ポイント以上大きく**します。それ以外の文字は「使用上の注意」の文字より**1ポイント以上大きく**します。

イ　塩素系

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、次に掲げる表示（①～③）が義務付けられています。**容器ごとに、商品名の記載のある面と同一面の目立つ箇所に表示します。**

① まぜるな危険

枠を設け、白地にし、「まぜるな」の文字は**黄色に黒の縁どりで28ポイント以上**、「危険」の文字は**赤色で42ポイント以上**にします。

② 塩素系

枠を設け、「塩素系」の文字は**黄系色**で表示し、「使用上の注意」の文字の大きさより**8ポイント以上大きく**します。

③
- 酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨
- 目に入った時は、すぐに水で洗う旨
- 子供の手に触れないようにする旨
- 必ず換気を良くして使用する旨

枠を設け、「酸性タイプ」「危険」**の文字は赤系色系**で、文字の大きさは「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより**4ポイント以上大きく**します。それ以外の文字は「使用上の注意」の文字より**1ポイント以上大きく**します。

5　住宅用又は家具用ワックスの表示例

品　　　名	床用ワックス
成　　　分	ろう・油脂・有機溶剤
種　　　類	油性
用　　　途	白木用
正　味　量	500g
使用量の目安	1平方メートル当たり10g

使用上の注意

- 塗布する際には火気に注意してください。
- 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談してください。
- 密閉した室内で塗布すると有機溶剤が揮発して危険です。換気に注意してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

6　ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレスの表示例

■ウレタンフォームマットレス

材　料	ウレタンフォーム	
構　造	1枚もの　波形	
寸　法	厚さ100mm×幅970mm×長さ1950mm	
硬　さ	70ニュートン（ふつう）	
復元率	95%	
外装生地の組成	綿	70%
	レーヨン	30%

使用上の注意

- 65度以上の温度になると変質します。熱いものに注意してください。

○○○寝具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■スプリングマットレス

構　造	一体式
寸　法	厚さ200mm×幅1000mm×長さ2000mm
コイルスプリングの形状	ちょうちん形ばね　線材の直径3.73mm
コイルスプリングの数	70
コイルスプリングの材料の種類	SWRH57A・硬鋼線A種
詰物の材料	ウレタンフォーム、フェルト（ジュート）
外装生地の組成	綿100%

使用上の注意

- 湿気を避け、風通しを良くしてください。
- 無理に折り曲げないでください。
- スプリングマットレスの上で飛んだり跳ねたりしないでください。

○○○寝具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

7　靴の表示例

甲皮の使用材	合成皮革
底 材 の 種 類	合成底（耐油性）

取扱い上の注意

- 甲皮の汚れを取るためには、水でぬらした布を用い、靴クリーム等保革油を用いる必要はありません。
- 火のそばに置くと、軟化又は変形することがありますので注意してください。
- 乾燥するときは、陰干しをしてください。

○△シューズ株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

8　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋の表示例

材料の種類	掌部　羊革
	甲部　ウール100%
寸　　法	25cm

使用上の注意

- 汗、水、摩擦等により色落ちする場合があります。
- 直射日光を避け、温度・湿度の低い場所で保管してください。
- アイロン掛けはしないでください。

○△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

9　机及びテーブルの表示例

外 形 寸 法	幅1800mm×奥行き920mm×高さ300mm
甲板の表面材	合成樹脂化粧繊維板（メラミン樹脂）
表 面 加 工	ラッカー塗装

取扱い上の注意

- 直射日光又は熱を避けてください。
- 加熱したなべ、湯沸かし等を直接置かないでください。

○○○家具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

10　いす、腰かけ及び座いすの表示例

寸法	外形　幅3400mm×奥行き740mm×高さ730mm
	座面の高さ　350mm
構造部材	天然木
表面加工	ラッカー塗装
張り材	合成皮革
クッション材	ウレタンフォーム

取扱い上の注意

- 直射日光又は熱を避けてください。

○○○家具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

11　たんすの表示例

寸法	外形　幅1000mm×奥行き600mm×高さ1700mm
	引き出しの奥行き　650mm
表面材	天然木化粧繊維板
表面加工	ラッカー塗装

取扱い上の注意

- 据付けに際しては、湿気の多い所を避け、たんすを水平に保つため必要な措置を講じてください。
- 直射日光又は熱を避けてください。

○○○家具株式会社

12　合成ゴム製のまな板の表示例

使用材料　　　　合成ゴム
耐熱温度　　　　プラス120度
耐冷温度　　　　マイナス20度

取扱い上の注意

- 火のそばに置いたり、加熱したフライパン等をのせたりすると軟化し、変形することがあります。
- 洗うときは、スポンジ等を使用し、中性洗剤で洗ってください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

13　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料の表示例

材料の種類　　　牛革

取扱い上の注意

- クリーニング（ベンジンを用いる場合を含む。）又は水洗いをすると革の色が落ち、又は革が軟化するおそれがあります。
- 保存の際は、重ね置きをしないで温度及び湿度が低く、かつ、通気の良い所に保存してください。特に梅雨期においては陰干しを行ってください。
- アイロン掛けはしないでください。

○○○皮革衣料株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

14　塗料の表示例

品　　名	油性塗料
色　　名	赤色
成　　分	油脂、天然樹脂、顔料、有機溶剤
用　　途	屋外木用、鉄用
正 味 量	500ｇ
塗り面積	10㎡（1回塗り）
使用方法	• 塗る前のゴミ、油分、さび、かび等をとってから塗装してください。 • 使用するときは、容器のふたに手を添えて開け、塗料を底から十分にかきまぜてください。 • 塗料の粘度が高く塗りにくいときは、ラッカー薄め液で少し薄めてください。
用具の手入れ方法	• はけは、ラッカー薄め液で洗い保存してください。

取扱い上の注意

• 子供の手の届かない所に保存し、子供がいたずらしないように注意してください。
• 有機溶剤が含まれており、長時間溶剤のにおいをかぐと有害であるので、塗るとき及び塗ったあとしばらくの間は換気を良くしてください。
• 火気のある所では塗らないでください。
• 残った塗料は、ふたをし、直射日光を避けて保存してください。

○○○塗料株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

15　トイレットペーパー及びティッシュペーパーの表示例

■トイレットペーパー（巻取り）

寸法　幅100mm×長さ（2枚重ね）50ｍ

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■ティッシュペーパー（方形）

寸法　縦200mm×横230mm
枚数　100枚（50組）

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

16　漆器類の表示例

品　名　　漆器
表面塗装の種類　　漆塗装（下地塗装：カシュー塗装）
素地の種類　　天然木（ひのき）

取扱い上の注意

- 使用後はお湯又は水で洗って柔らかい布で拭きとってください。
- 変色又は変形するおそれがあるので直射日光等を避けて保存してください。
- たわし又は磨き粉で磨かないでください。
- 電子レンジに入れて使用しないでください。
- 食器洗い機に入れて洗わないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

17　接着剤の表示例

種　　類　　溶剤形接着剤
成　　分　　酢酸ビニル樹脂（30%）、ニトリルゴム（10%）、有機溶剤（60%）：トルエン、酢酸エチル、メタノール
毒　　性　　劇物含有
用　　途　　皮革、布、紙、軟質ビニル、硬質プラスチックゴム
正 味 量　　25g

取扱い上の注意

- 子供の手が届かない所に置き、いたずらをしないよう注意してください。
- 接着用以外には使用しないでください。
- 使用に際しては、換気を良くしてください。
- 有機溶剤を含んでいるので有害です。蒸気を吸わないよう注意してください。
- 人体に異状が生じた場合には応急処置を適正に行ってください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

18　強化ガラス製器具の表示例

品　　　名　　　強化ガラス製器具
強化の種類　　　全面物理強化

取扱い上の注意

- 急激な衝撃を与えないでください。
- 破損した場合、破片が激しく飛散することがあり危険です。
- 洗浄の際に研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザーなどの使用は、傷が付き、破損のおそれがあるので避けてください。

○○○硝子株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

19　ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具の表示例

品　　　名　　　耐熱ガラス製器具
使 用 区 分　　　直火用
耐熱温度差　　　300度

取扱い上の注意

- 調理の際は外滴をぬぐい、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、また、ガラスの部分が熱くなっているときは濡れたふきんで拭いたり、濡れた所に置いたりしないでください。
- 空だきをしないでください。
- 洗浄の際は、研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザーなどを使用しないでください。
- 突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので、加熱中は顔などを近づけないでください。
- 加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用してください。
- 使用区分以外の使用は避けてください。

○○○硝子株式会社　03-0000-0000

20　ショッピングカートの表示例

袋の寸法　　　幅350mm×奥行き200mm×高さ500mm
質量（重量）　　　3kg

取扱い上の注意

- 20kg（耐荷重量）以上の重さの荷物をのせないでください。

○○○製造株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

21　サングラスの表示例

品　　　　名　　　ファッション用グラス
レンズの材質　　　プラスチック
わくの材質　　　・レンズわく　　チタン
　　　　　　　　・テンプル　　　チタン
可視光線透過率　　70%
紫外線透過率　　　20%

使用上の注意

- 高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまわないでください。
- あまり長い時間、目にかけないでください。

○○○株式会社　フリーダイヤル 0120-000-000

21　歯ブラシの表示例

柄の材質	毛　の　材　質	毛の硬さ	耐熱温度
ＡＳ樹脂	天然毛（豚毛、狸毛）	やわらかめ	80度
○○歯ブラシ株式会社　フリーダイヤル 0120-000-000			

23　食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはくの表示例

寸　　法　　　　　幅25cm×長さ12m×厚さ17μm

取扱い上の注意

- 梅干、みそ、しょうゆ等の酸分や塩分の強い食品を長時間包装しておくと、変色したり、浸食されて穴があくことがあります。
- 包み焼き等に用いる場合は、直接炎が当たると溶けることがあるので、器具等を用いてその上で使用してください。
- 湿気の多い場所や湯気の当たる場所で保管すると変色することがあります。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

24　ほ乳用具の表示例

品名　　　　ほ乳瓶（ガラス製）
材料の種類　フード　　ポリプロピレン　　乳首　天然ゴム
　　　　　　キャップ　ポリプロピレン　　中栓　ポリプロピレン
　　　　　　中ぶた　　ポリプロピレン　　瓶　　ほうけい酸ガラス
乳首の吸い穴の形状　クロスカット
瓶の容量　　　　　　200㎖（最大目盛り容量）

取扱い上の注意

- 使用後は洗浄をし、煮沸により消毒を行ってください。
- 高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがあります。
- 亀裂や傷の点検をしてから、使用してください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

25　なべの表示例

表面加工　ほうろう　　　　材料の種類　普通鋼板（底の厚さ2.0mm）
寸　　法　23cm　　　　　　満水容量　　2.0ℓ

取扱い上の注意

- 空だきをしないでください。
- 使用後はよく洗って乾燥させてください。
- 取っ手の部分が熱くなる場合があります。
- 縁まで水等を満たした状態で使用しないでください。
- スチールたわし、磨き粉等を使用しないでください。
- こげつき等を落とす際は金属製の固いものを使用しないでください。
- 炒めものに使用しないでください。
- 急激な衝撃を与えたり、空だきをした場合に水等をかけて急冷しないでください。
- ストーブの上で使用しないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

26　湯沸かしの表示例

表 面 加 工　アルマイト
材料の種類　アルミニウム（底の厚さ1.0mm）
満 水 容 量　2.0ℓ

取扱い上の注意

- 空だきをしないでください。
- 縁まで水等を満たした状態で使用しないでください。
- 取っ手又は握り部分が熱くなる場合があります。
- スチールたわし、磨き粉等を使用しないでください。
- 強い衝撃を与えたり、空だきをした場合に水等をかけて急冷しないでください。
- ストーブの上で使用しないでください。
- 使用後はよく洗って乾燥させてください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

27　障子紙の表示例

製　法　機械すき
材　料　パルプ　60%
ビニロン　40%
蛍光剤配合
寸　法　幅60cm×長さ90cm
枚　数　10枚

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

28　衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤の表示例

<table>
<tr><td colspan="4">品　名：衣料用漂白剤　　液　性：アルカリ性　　正味量：○○○mℓ
成　分：次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）、界面活性剤（直鎖アルキンベンゼンスルホン酸ナトリウム）、○○補助剤、蛍光増白剤</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用方法</td><td>用　途</td><td>（洗濯のとき）
• 白物の黄ばみ・黒ずみの漂白
• 赤ちゃんの肌着、おむつの漂白と除菌
• 除臭</td><td>（しみ抜きのとき）
• 白物についたコーヒー、紅茶、緑茶、インク、血液、調味料等によるしみの漂白</td></tr>
<tr><td>使用量の目安</td><td>洗濯機（水30ℓ）なら50mℓ
（キャップ約2杯半）</td><td>• 2ℓの水に10mℓ
（キャップ約半分）</td></tr>
<tr><td>使い方</td><td>• 洗濯用洗剤と一緒に入れて洗います。</td><td>• 30分くらい（汚れのひどいとき）浸したあと水ですすぎます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">使えるもの
• 白物の繊維製品（木綿、麻、ポリエステル、アクリル、レーヨン、キュプラ）
• プラスチック製品
使えないもの
• 毛、絹、ナイロン、アセテート及びポリウレタンの繊維製品
• 色物・柄物の繊維製品
• 一部の樹脂加工された繊維製品
• 金属製の容器、用具、ボタン、バックル</td></tr>
<tr><td colspan="3">• 試し方……目立たない部分に濃いめの液をつけ、5分ほどおいて黄変するものは使わないでください。
• 冷水よりも温水の方が早く効果がでます。
• 樹脂加工を施した繊維に使用して当該繊維が黄変した場合は、還元系漂白剤を使用して漂白してください。</td></tr>
<tr><td>使用上の注意</td><td colspan="3">• 子供の手の届く所に置かないでください。
• 熱湯では使用しないでください。
• 万一飲み込んだ場合は、水を飲む等の応急措置を行ってから医師に相談してください。
• 目に入った場合は、こすらず、ただちに流水で15分以上洗い流し、すぐに医師に相談してください。
• 直射日光の当たる所又は高温の所に置かないでください。
• 用途以外に使用しないでください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">○○株式会社　　TEL 03-0000-0000</td></tr>
</table>

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には、「特別注意事項」（30ページ参照）の表示が義務付けられています。

29　台所、住宅又は家具用の磨き剤の表示例

品　　名　クレンザー
成　　分　研磨剤（85%）
　　　　　界面活性剤（5%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）
　　　　　アルカリ剤
　　　　　漂白剤
液　　性　弱アルカリ性
用　　途　適するもの　• 台所用　　流し台、調理器具、食器
　　　　　　　　　　　• 浴室用　　浴槽（ステンレス）
　　　　　　　　　　　• トイレ用　衛生陶器
　　　　　適さないもの　漆器・金銀等
正 味 量　450 g

使用上の注意

- 子供の手の届く所に置かないでください。
- 万一、目に入った場合には、こすらずに水で洗い流してください。
- 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後、水でよくすすいでください。
- 飲みこんでしまった場合は、吐かずに口をすすぎ、水を飲んでください。
- 用途以外に使用しないでください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には**「特別注意事項」（30ページ参照）**の表示が義務付けられています。

30　浄水器の表示例

材料の種類　　浄水器本体：ABS樹脂
　　　　　　　カートリッジ：ポリプロピレン
　　　　　　　ホ　ー　ス：塩化ビニル樹脂
ろ材の種類　　活性炭、不織布、中空糸膜（ポリエチレン）
ろ過流量　　3.0L／分
使用可能な最小動水圧　0.01MPa
浄水能力
　遊離残留塩素　（総ろ過水量2500L、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　濁り　　　　　（総ろ過水量1500L、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　総トリハロメタン（総ろ過水量1000L、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　CAT　　　　　（総ろ過水量1500L、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
ろ材の取換時期の目安

除去物質名	1日当たりの使用水量	
	10L／日	15L／日
残留塩素	250日（約8ヶ月）	150日（約5ヶ月）
濁り	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）
総トリハロメタン	100日（約3ヶ月）	60日（約2ヶ月）
CAT	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）

（除去対象物質によって、取換時期は異なります。また、使用水量、水質によって取換時期の目安が短くなることがあります。）

使用上の注意

- 水道水の飲用基準に適合した水をご使用ください。
- ろ材の取換時期の目安は、使用水量、水質、水圧により異なります。
- 水温35度以下でご使用ください。
- 浄水した水は塩素を除去しているため、なるべく早くご使用ください。
- 夜間など長時間使用しなかった後には、水質が悪化していることがありますので、ご使用の前に水を10～15秒以上流してください。
- 凍結の恐れのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないようご注意ください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

　交換用ろ材（カートリッジ）が販売される場合は、「材料の種類」、「ろ材の種類」、「浄水能力」、「ろ材の取換時期の目安」、「使用上の注意」を表示する必要があります。

家庭用品品質表示法（抜粋）

（昭和37年5月4日　法律第104号）
最終改正：平成23年8月30日　法律第105号

（目的）
第一条　この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。
一　一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの
二　前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの
2　この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。第四条第一項において同じ。）の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。
（表示の標準）
第三条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。
一　成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項
二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項
2　省略
3　内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
4及び5　省略
（指示等）
第四条　前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者（以下「違反業者」と総称する。）があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（違反業者が販売業者（卸売業者を除く。）である場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。
2　省略
3　内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。
4　経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。
（表示に関する命令）
第五条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。
第六条　内閣総理大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
2　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなけれ

ばならない。
第七条　内閣総理大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、内閣総理大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
第八条　前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、内閣総理大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により内閣総理大臣がしたものとみなす。
2　内閣総理大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行う者であると認めるときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。
一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　次項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの
3　内閣総理大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
4　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、内閣府令で定める方法によらなければならない。
5　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。
（命令の変更又は取消し）
第九条　内閣総理大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。
第九条の二　省略
（内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出）
第十条　何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者（卸売業者を除く。）に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
2　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。
（消費者委員会への諮問）
第十一条　内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
第十二条から第十七条まで　削除
（手数料）
第十八条　第七条の規定による表示をすることを求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者（内閣総理大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
（報告及び立入検査）
第十九条　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
5　省略
第二十条から第二十二条まで　省略
（権限の委任）
第二十三条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者

庁長官に委任する。
2　この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

（都道府県又は市が処理する事務）
第二十四条　前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
2　前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。

（罰則）
第二十五条　第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定に違反した者
二　第十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
第二十八条　省略

■家庭用品品質表示法の問合せ先

消費者庁 表示対策課
〒100-6178
東京都千代田区永田町2-11-1
電話：03-3507-8800（代表）
ホームページ http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html
最新の法令改正状況や各品質表示規程、解説、表示例等をこちらのホームページから確認できます。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課
〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話：03-3501-1511（代表）

東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03-5388-3066（直通）　FAX：03-5388-1332
ホームページ http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/hyoji/kahyo

区部の担当部署

名　　称	〒	所　在　地	電話・ＦＡＸ
千代田区区民生活課	102-8688	千代田区九段南1-2-1	TEL 03-5211-4179 FAX 03-3264-7989
中央区区民生活課 消費生活係	104-8404	中央区築地1-1-1	TEL 03-3546-5332 FAX 03-3546-9557
港区立消費者センター	108-0023	港区芝浦3-1-47	TEL 03-3456-4159 FAX 03-3453-0458
新宿消費生活センター	160-0022	新宿区新宿5-18-21	TEL 03-5273-3834 FAX 03-5273-3110
文京区消費生活センター	112-8555	文京区春日1-16-21	TEL 03-5803-1105 FAX 03-5803-1342
台東区くらしの相談課 消費者担当	110-8615	台東区東上野4-5-6	TEL 03-5246-1144 FAX 03-5246-1139
すみだ消費者センター	131-0045	墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2F	TEL 03-5608-1516 FAX 03-5608-1510
江東区消費者センター	135-0011	江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東2F	TEL 03-5683-0321 FAX 03-5683-0320
品川区消費者センター	140-0014	品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4Ｆ	TEL 03-5718-7181 FAX 03-5718-7183
目黒区消費生活センター	153-0063	目黒区目黒2-4-36 区民センター1Ｆ	TEL 03-3711-1133 FAX 03-3711-5297
大田区立消費者生活センター	144-0052	大田区蒲田5-13-26-101	TEL 03-3736-7711 FAX 03-3737-2936
世田谷区消費生活課	154-0004	世田谷区太子堂2-16-7	TEL 03-3410-6521 FAX 03-3411-6845
渋谷区商工観光課 消費者行政主査	150-8010	渋谷区宇田川町1-1	TEL 03-3463-1762 FAX 03-5458-4906
中野区消費生活センター	164-8501	中野区中野4-8-1	TEL 03-3389-1191 FAX 03-3389-1199
杉並区立消費者センター	167-0051	杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪3Ｆ	TEL 03-3398-3141 FAX 03-3398-3159
豊島区消費生活センター	170-0013	豊島区東池袋1-20-15 生活産業プラザ2Ｆ	TEL 03-5992-7015 FAX 03-5992-7024
北区消費生活センター	114-8503	北区王子1-11-1 北とぴあ11Ｆ	TEL 03-5390-1239 FAX 03-5390-1143
荒川区産業振興課 消費生活係	116-0002	荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル3Ｆ	TEL 03-3802-3111(大代表) FAX 03-3803-2333
板橋区消費者センター	173-0004	板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7Ｆ	TEL 03-3579-2266 FAX 03-3962-3955
練馬区経済課 消費生活係	177-0041	練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内	TEL 03-5910-3089 FAX 03-5910-3440
足立区消費者センター	123-0851	足立区梅田7-33-1	TEL 03-3880-5385 FAX 03-3880-0133
葛飾区消費生活センター	124-0012	葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内	TEL 03-5698-2316 FAX 03-5698-2315
江戸川区消費者センター	132-0031	江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス内	TEL 03-5662-7635 FAX 03-5607-1616

市部の担当部署

名　　称	〒	所　在　地	電話・FAX
八王子市生活安全部暮らしの安全安心課 消費生活センター	192-0082	八王子市東町5-6 生涯学習センター B1F	TEL 042-631-5456 FAX 042-643-0025
立川市市民生活部生活安全課 消費生活センター係	190-0012	立川市曙町2-36-2 女性総合センター・アイム5F	TEL 042-528-6801 FAX 042-528-6805
武蔵野市環境生活部生活経済課 消費生活センター	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館3F	TEL 0422-21-2972 FAX 0422-51-5535
三鷹市生活環境部生活経済課 消費生活係	181-0013	三鷹市下連雀3-22-7 三鷹市消費者活動センター内	TEL 0422-43-7874 FAX 0422-45-3300
青梅市防災安全部生活安全課 消費生活担当	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	TEL 0428-22-1111(代表) FAX 0428-21-0542
府中市市民生活部経済観光課 消費生活係	183-8703	府中市宮西町2-24	TEL 042-335-4124 FAX 042-360-9370
昭島市市民部生活コミュニティ課 勤労消費者係	196-8511	昭島市田中町1-17-1	TEL 042-544-5111(代表) FAX 042-544-6440
調布市生活文化スポーツ部文化振興課 消費生活係	182-8511	調布市小島町2-35-1	TEL 042-481-7140 FAX 042-481-6881
町田市市民部市民協働推進課 消費生活センター	194-0013	町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3F	TEL 042-725-8805 FAX 042-722-4263
小金井市市民部経済課 消費生活係	184-0013	小金井市前原町3-41-15	TEL 042-387-9831 FAX 042-386-2609
小平市市民生活部地域文化課 コミュニティ係	187-8701	小平市小川町2-1333	TEL 042-346-9532 FAX 042-346-9575
日野市企画部地域協働課 地域協働係	191-0011	日野市日野本町1-6-2 生活・保健センター内	TEL 042-581-4112 FAX 042-581-4221
東村山市市民部生活文化課 市民相談係	189-8501	東村山市本町1-2-3	TEL 042-393-5111(代表) FAX 042-393-6846
国分寺市市民生活部経済課 経済振興係	185-8501	国分寺市戸倉1-6-1	TEL 042-325-0111(代表) FAX 042-325-1380
国立市生活環境部市民協働推進課 市民協働推進係	186-8501	国立市富士見台2-47-1	TEL 042-576-2111(代表) FAX 042-576-0264
西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課 消費者センター	202-0005	西東京市住吉町6-1-5	TEL 042-425-4141 FAX 042-425-4041
福生市生活環境部シティセールス推進課 産業活性化グループ	197-8501	福生市本町5	TEL 042-551-1699 FAX 042-551-2622
狛江市市民生活部地域活性課 地域振興係	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	TEL 03-3430-1111(代表) FAX 03-3430-0225
東大和市子ども生活部市民生活課 消費・共同参画係	207-8585	東大和市中央3-930	TEL 042-563-2111(代表) FAX 042-563-5931
清瀬市市民生活部産業振興課 消費生活センター	204-0021	清瀬市元町1-4-17	TEL 042-495-6211 FAX 042-495-6221
東久留米市市民部生活文化課 市民協働係	203-8555	東久留米市本町3-3-1	TEL 042-470-7738 FAX 042-472-1131
武蔵村山市生活環境部協働推進課 協働推進グループ	208-8501	武蔵村山市本町1-1-1	TEL 042-565-1111(代表) FAX 042-563-0793
多摩市くらしと文化部市民生活課 消費生活センター	206-0025	多摩市永山1-5 ベルブ永山3F	TEL 042-337-6610 FAX 042-337-6003
稲城市生活環境部経済課 消費生活係	206-8601	稲城市東長沼2111	TEL 042-378-2111(代表) FAX 042-378-5677
羽村市産業環境部産業課 消費生活係	205-0003	羽村市緑ヶ丘5-1-30	TEL 042-555-1111(代表) FAX 042-555-5535
あきる野市環境経済部観光商工課 商工振興係	197-0814	あきる野市二宮350	TEL 042-558-1867 FAX 042-558-1119